

平成十八年 三月 一日

## 衆議院予算委員会

## 第六分科会質疑速記録

○山本（公） 主査代理 これにて重野安正君の質疑は終了いたしました。

次に、広津素子君。

○広津分科員 ありがとうございます。

佐賀三区から昨年九月に初当選しました自由民主党の広津素子です。

きょうは、日本の玄界灘に面した地元の重要な産業である水産業の振興のために御質問させていただきますので、よろしく願います。

まず、今世紀に地球人口が百億人になると言われていますが、そのときには、土地の狭い我が国では、魚や貝を初めとする水産物は、食料自給率の確保と食料安全保障の観点から、たんぱく質その他の栄養素の源として重要であると考えられます。

また、魚介類を初めとする海産物は、食品としても生活習慣病の予防や脳の発育などに効果があ

るすぐれたものです。

お手元の図をごらんください。このような中、平成十六年の我が国の国内漁業生産量は平成六年から一貫して減少しており、平成十六年では、前年と比較しても、遠洋漁業で一一％、沖合漁業で五％、沿岸漁業で四％減少し、海面養殖業で三％、内水面漁業・養殖業で四％とあらゆるジャンルで減少しております。また、平成十七年に資源評価が行われた魚種のうちの半数以上で、資源水準が低位となっているとことです。

そのため、玄界灘に面した私の地元である漁業の町、唐津の玄海漁連や藻場をつくっている建設業の皆さんの話から、地元の海の回復対策について、農林水産省及び環境省に御質問いたします。

まず、近海の魚が減ったことに関する最近の農林水産省の取り組みについて伺います。

最近、沖合や沿岸の魚が減っていますが、それはなぜでしょうか。また、このことに関して何らかの対応をしていらっしゃるでしょうか、それを教えてください。

○小林政府参考人 今先生から御指摘がございました水産をめぐります資源状況は、厳しい状況になっております。

私ども水産資源の評価というのをやっておりますが、その研究動向を見ますと、評価対象の魚種、系群と言っていますが、これは大体日本近海で九十三種を見ているわけでありますが、そのうち、半分以上の五十種がいわゆる低位、非常に資源状況がよくない、そういう水準にございます。こういった状況を踏まえまして、まず、こうい

ったことになった要因といえますか原因のようなものでございます。これはさまざまな説が考えられるわけですが、一つは長期的な要因で、資源の周期的な変動、これは天然資源でありますので、そういった影響があるのじやないかとか、それから、やはり生活排水などの流入、あるいは埋め立てとかそれから海の砂利の採取、こういったことに伴う水域環境の変化、こういったことも考えられるわけがあります。さらには過剰な漁獲ということが資源に与える影響もあるわけでございます。いまして、これは海域とか魚種によって影響は違うと思いますけれども、そういったことが原因ではないかというふうに言われておるわけでございます。

こういった状況の中で、私どもいわゆる資源の確保、これが政策上重要な柱でございます。昔から水産行政では、漁業調整でありますとか、それから国連海洋法を批准した後はTAC制度、こういったものを進めてきておりますけれども、特に平成十四年、これは今の新しい基本計画ができた以降でございますけれども、そこでは資源回復計画というようなことも進めておるわけでございます。これは、今言いました漁場環境の改善でありますとか休漁措置とか、そういうのをさまざま組み合わせて資源の増大を図ろうというものでございます。藻場、干潟の造成なんかもポイントでございます。

ちなみに、例えばトラフグのような、緊急に資源回復が必要というふうに位置づけられたわけでございますけれども、こういったものにつきまし

ては国が資源回復計画を定めまして、それを受けて各県、各団体で取り組みをやってもらう、こういったような措置も導入しまして資源の回復対策を進めているところでございます。

○広津分科員 ありがとうございます。

次に、魚の放流事業についてお伺いします。

県や市町村でも魚の放流を行っておりますが、なかなか成果が上がりにくいようです。それは、放流した稚魚が生存率が低いということもあるでしょうが、タイやヒラメやトラフグなどは遠距離を泳ぐ魚であるため、佐賀県唐津市で放流しても採取されるのは長崎県平戸、福岡県姫島だったりすることがあるようです。そのため、県よりも広域な地域の枠組みで放流事業を行うことが必要だと思われませんが、現在はそのような取り組みがなされているのでしょうか、教えていただければ幸いです。

○小林政府参考人 先ほど申し上げました資源回復対策の一つの柱が種苗放流でございます。

今全国各地で資源の積極的な増大策という位置づけでいろいろな重要魚種の種苗放流を進めておりますが、例えば、今もお話にございましたように、マダイとかヒラメ、これは県の範囲といたしますか、海域を非常に広く動きますので、こういった魚種の場合には、県だけではなく、県レベルを超えた広域的な取り組みというのが重要でございまして、栽培漁業の推進上も一つの課題でございまして。

それで、各県で種苗生産して放流するわけですが、それを個々の県だけでやるのじやなく

て、例えて言いますれば、全体の海域の中で最も適した場所、そこで集中して放流する、これは一種の広域的な適地放流のようなことをいたしますと効果も相当上がるだろうということで、十八年度予算案に新しい事業で栽培漁業資源回復等対策事業、こういったものを設けまして、新たにこういったような取り組みも通じた効果的な資源造成を図っていくというふうに考えておるところでございまして。

○広津分科員 ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、日本国内が協力するだけでなく、日本海の沿岸国、つまり韓国や中国も相談して協力し、資源管理や放流などを行っていく必要があると思えますが、いかがでしょうか。日本だけで放流していても、韓国や中国の方でとるばかりということではなかなか資源も回復しませんので、そのようなことをお願ひいたします。

○小林政府参考人 これはもう御指摘のとおりでございます。我が国の周辺海域、とりわけこの日本海中心に、日中韓三国がいわば共通の資源を利用し合っているわけでございます。今後、こういった国々と協力しながら資源管理をきちんとやっていくということが当然重要でございまして。

これまでの経緯を申しますと、我が国は中国、韓国との間でそれぞれ漁業協定を締結いたしました。この協定は、一つはそれぞれの国の科学者レベルでいろいろな協議をしまして、関係する魚種についての資源評価、情報交換、こういうことをまず行っております。その上で、それぞれの国に對しまして、それぞれの排他的経済水域、いわゆ

る二百海里の中での漁獲割り当てを実施いたします。最近では、資源状況の悪化ということもございまして、それぞれ総漁獲割り当て量、あるいは操業隻数を削減してきているという状況でございまして、こういった形でのいわば資源管理措置が講じられているというところであります。

もう一つは、二国間で共同管理することとなっている、いわゆる暫定水域等でございます。こちらにつきましては、資源管理、それぞれの国との政府間協議の場を通じまして、これからどうやっていけばいいのか、より積極的、効果的な取り組みができるように議論を進めているという状況でございまして。

それで、一方で種苗放流、こういった取り組みは、また非常に効果のある措置ではございますけれども、今申し上げましたような、まず漁業協定をつくって、それぞれの間の操業状況、操業条件、こういうものを決めるといふ形の資源管理措置を進めているところでございまして、まずはこういった資源管理の枠組みをつくるというところから着手しているといった状況でございまして。

○広津分科員 よろしくお願ひいたします。

次に、磯焼けについてお伺いします。

故郷の海では、前に海藻が生えていた場所に海藻がなくなり、砂漠のような海底になったり、藻場をつくっても思うように藻が育たなかったりすることに、漁業関係者は、農業用の排水が除草剤を含んでいることや、生活排水が川から海に流れていることなど、生態系に関する問題点を挙げています。そのような廃水処理にしまして、

現在どのような対策が行われているのでしょうか。教えていただければ幸いです。

〔山本（公）主査代理退席、主査着席〕  
○小林政府参考人 いわゆる磯焼けの問題でござ

います。  
磯焼けは藻場、これが長期的に消滅していく現象ということでございまして、当然水産資源に大きな影響があるわけでございます。

こういった磯焼けが発生する原因につきましても、これはいろいろな説がありますが、例えば言いますれば、水温や栄養素、こういったものの海況の変化、あるいは魚介類による食害、例えばウニの食害といったようなものがございまして。それから、透明度が減少することによる影響等、いろいろ説がございまして、海域によって状況が異なりますので、原因はなかなか一概に特定できない状況でございます。

そういった意味で、また各海域の方では、藻場の回復を図りたいという形で、さまざまな研究をして、その成果によっていろいろな効果を見ていきたいということが重要でございます。

それで、私ども、人為的に制御可能な要因を究明したいという目的で、平成十六年度からですけれども、全国の十七都道府県におきまして現場の実験を進めております。それは、例えば、そういう成果としまして、今申し上げました魚介類による食害、ウニなんか典型でございまして、こういったものがわかってきておりますので、ではそのウニをいっとういふうに駆除すればいいのかとか、そういったものをどういった体制でや

るのか、それらのことが確認され、またそういった対策の方も浮かび上がってきているということでございます。

今後、こういったいろいろな蓄積を積み重ねまして、その成果をガイドラインとして取りまとめた上で磯焼け対策に活用していくことが重要だと考えておまして、また、水産基盤整備事業といったような公共事業などを活用しながら、全体としての藻場の保全創造に努めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

○坪香政府参考人 お答えさせていただきます。  
除草剤を含みます農薬でございまして、農薬取締法に基づきまして、登録が必要ということになってございます。

環境省は、人畜あるいは水産動植物への被害の防止の観点から、登録の可否に関します基準を定めているということでございます。このうち、水産動植物への被害防止に係る基準につきましては、平成十七年四月から、従来の魚類だけではなく、甲殻類あるいは藻類に対する毒性も勘案いたしまして設定することとさせていただきます。これによりまして、生態系への影響の未然防止の強化に努めているところでございます。

もう一つ、家庭から排水される生活排水についてでございますが、汚濁原因の大きな割合を占めている海域もございまして、その対策の推進が極めて重要というふうにご思っております。このため、各地方自治体におきまして、水質汚濁防止法に基づきまして、生活排水対策の推進が必要な地域、そういう地域につきまして、生活排水対策重

点地域として指定しております。その地域におきましては、生活排水処理施設の整備並びに啓発活動等の生活排水対策を図っていただいております。

さらに、先生御地元でございます唐津湾のような閉鎖性が非常に高い海域につきましては、水質汚濁防止法に基づきまして、事業場に対する窒素、隣の排水規制が実施されているところでござい

ます。  
これらの取り組みによりまして、唐津湾のような閉鎖性海域を初めとするそういったところでは、水質改善を今後とも着実に推進してまいりたいというふうにご思っております。

○広津分科員 よろしくお願いたします。  
あと、藻場というのは、ウニを駆除されたら困るといふか、ウニはむしろバリエーションの高い生産物でございますので、ウニがどんどん繁殖できるように、藻場の方をどんどん繁殖させていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

あと、今までもぎりぎりの財政運営をしてきた地方の漁業中心の小さな町で、緊急に下水道や浄水設備をつくることは困難です。特に佐賀県というのは、下水道の整備の割合が日本でも一番低い地域なんですけれども、これは漁業その他にとつて明らかに経済効果のある公共事業ですので、交付税もしくは補助金を使っても、緊急に下水等の必要な整備をしていただき、昔のきれいな海や川に戻したいのですが、いかがでしょうか。

○小林政府参考人 漁村地域におきます汚水処理

施設の整備、これは今御指摘ございました、資源等に関係するという意味での非常に大事な点でございますし、また漁村の環境、あるいは暮らしということも考えても、これは重点的に整備を進めなくてはいけないということで、私どもの水産基盤整備の長期計画の方でも重点課題になっているところでございます。

それで、進捗状況は、まだ全国に比べれば高うございます。そういった意味で、これから整備計画の見直しも進められますけれども、こういった中で、汚水処理施設の整備もまた引き続き重点事項として進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

そういった中で、こちらの施設につきましては、さまざまな政策目的なり、その対象地域に応じた事業がございまして、これは水産庁だけでなく、他省のものを含めまして、私どもの集落排水施設、それからあと下水道、さらには合併処理浄化槽など、それぞれ特徴がございまして、それをうまく活用してもらっているということでございます。

特に、最近、やはり地域に応じた効果的な運用ということが求められておりまして、私も農林水産省に加えて、国土交通省、環境省などと適切な役割分担と連携をして、効率的な整備を推進しているという状況でございます。

そういう中で、特に平成十七年度から、内閣府の方で、地方の裁量を拡大した汚水処理施設整備交付金を創設したということでございまして、これは今申し上げましたそれぞれの事業を統合いた

しまして、執行段階といろいろな事業費の配分等で効率化するというものがございますが、こういったものを活用いたしまして、今後ともきれいな海や川を取り戻すため、連携して汚水処理施設整備の推進を図っていきたく考えております。

もちろん、この事業推進上は、国の補助金、地元地方公共団体の補助金、それから地元の負担金等々、これを有効に活用して組み合わせる必要があるわけでございまして、なかなか地方財政厳しい折ということがございますので、まず冒頭申しました、この事業が、漁業あるいは漁村集落においての重要性ということもよく訴えながら、地方におきましても漁村における汚水処理施設の重要性というのをよく理解していただいて、この事業が進捗されるように引き続き私も頑張っていきたいと思っております。

○広津分科員 よろしくお願いいたします。  
最後に、水産業では、今後生産高を上げていくためにつくり育てる漁業の推進や資源管理が重要であると考えますが、水産基本計画の見直しにつきまして、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○中川国務大臣 広津委員の先ほどからのお話を伺っております。日本というのは今まで世界一の漁獲量を上げていた国家でありましたけれども、このいただいたデータを見ても、ピークに比べて漁獲量がもう半分になってしまっている。そしてまた、世界じゅうに行つてとる時代から、日本の近いところでの漁業中心になってきているわけでございます。

日本の排他的水域というのは、世界の中でも六番目ぐらいの極めて大きな水産の地域を持っているわけでありまして。しかし、何といつても、御地元の佐賀のような、地先といましようか沿岸といましようか、こういうところの海をいかに豊かに、きれいに管理していくかということが、冒頭の御意見にありましたように、五十年足らずのうち人口が百億人になってしまふというときに、日本がまさに再生可能な、貴重な資源としての漁業、魚、そしてそれをはぐくむ海をどうやって維持していくかということでございます。国際的な環境も大変厳しいわけでありまして、とりわけ昨年はクラゲの問題とかあるいは原油高の問題で、漁業関係の皆さん方は、佐賀県でも大変苦しい一年だったと思っております。

しかし、水産あるいは漁業というのは、今後とも日本にとつて極めて大事な産業であり、資源であり、また空間であるわけでございますから、そういう観点から、先月の二十五日に水産基本法に基づきます基本計画の新たな策定をお願いしたところでございます。

そういう問題をどうやって克服していくか、今も長官とのいろいろなやりとりがございましたけれども、そういうような観点を含めながら、また、とつたものを、おいしい佐賀県でとれた魚を日本じゅうの消費者が喜んで食べていただけるような、流通とか保管とかいった技術も含めて、日本は栽培技術あるいはまたそういった技術、海をきれいにする技術は世界に誇る技術を持っているわけでございますから、こういう有効な技術を積

極的に生かして、そしてまた消費者の皆さんにもおいしい佐賀県沖の魚を初め地先でとれる、地産地消という話がさつきあつたんですけれども、海においても地産地消というものを推し進めていきたいというふうに考えております。

そういう観点で基本計画を策定すべく、きょういただきました広津委員のいろいろな貴重な御意見もしっかりと踏まえまして、基本計画の策定に向けて審議会で御議論いただくべく、私からもまた、いろいろと御意見をいただきながら、大臣としての仕事を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○広津分科員 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

今までもさまざまな対策がなされてきたことがわかりました。どうもありがとうございます。

今後さらに頑張ってくださいまして、地方の重要な産業であり、また、日本の人口を支えるとともに食料の安全保障にも資する水産業の振興を、農林水産省、環境省、国土交通省など省庁の枠を超えてやっていただけるとありがたいと存じます。以上です。